



消費生活センターとは、行政による消費者のための相談窓口です。商品・サービスや契約など消費生活全般に関する苦情や問い合わせに専門の相談員がお答えします。相談は無料で秘密は厳守します。

また、消費者啓発や出前講座など、消費生活の安定と向上を図るための各種業務を行っています。

◆相談できる主な内容

① 契約や取引に関するトラブル
「悪質商法の被害に遭った」「契約や取引内容に不審な点がある」などの相談に応じます。

② 商品の使用による事故

商品を使用して事故が起こったり、危ないと感じたときは、ご連絡ください。

③ 多重債務（借金）の相談

④ 商品やサービスに疑問を感じたとき

◆相談に対する対応

相談内容に応じて、助言やあっせんなどをして、問題解決のための手助けをします。

※相談できる方は市内在住の方に限ります。



◆相談日

月曜日～金曜日

※祝日・年末年始を除く

◆受付時間

9時30分～16時まで

※12時～13時までを除く

◆茂原市以外にお住まいの方の相談窓口（お住まいの近くの相談窓口につながります）。

【消費者ホットライン】

☎0570(064)370

ゼロ・ゴロ・ナナ・ゼロ
守ろうよ みんなを

お問い合わせは、

消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

人権擁護委員に
お気軽にご相談ください

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持つていただけるような啓発活動を行ったり、いじめや差別、いやがらせなどの人権に関する相談に応じています。

相談日時は、原則として第2火曜日に市役所で、第4木曜日に本納公民館で、それぞれ13時から16時まで行っています。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。予約は不要です。

なお、人権擁護委員の任期満了にともない、西周美智子さんが4月1日付けで委嘱されました。



お問い合わせは、

生活課（2階）

☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

歯周疾患検診・
妊婦歯科検診のお知らせ

歯周病の予防と早期発見のため、歯周疾患検診を実施します。



- ◆日時 6月4日Ⓜ
13時～
- ◆場所 保健センター
- ◆対象者 妊婦および平成28年3月31日までに40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳になる方
- ◆内容 歯科診察、歯科相談、個別ブラッシング指導
- ◆費用 500円

お申し込み・お問い合わせは、保健センター
☎(25)1725、FAX(25)1865へ。

健康生活推進員さんの
「男性のための料理教室」参加者募集

健康生活推進員は、さまざまなテーマに沿った教室を開催しています。ぜひご参加ください。



- ◆講話 和食の伝承
- ◆調理 お鍋でご飯・うしお汁・魚料理
- ◆日時 6月6日Ⓜ 9時30分～13時30分
(受付9時15分～)
- ◆場所 保健センター
- ◆対象・募集人数 市内在住の一般男性・20人
(先着順)
- ◆費用 500円
- ◆持ち物 エプロン、三角巾(バンダナまたはスカーフ)、手拭きタオル、筆記用具
- ◆締切り 5月22日Ⓜ
- ◆主催 茂原市健康生活推進員会・本納支部

お申し込み・お問い合わせは、保健センター
☎(25)1725、FAX(25)1865へ。